

## 明治前期の小学教員

——とくに補助員・授業生について——

宮 川 秀 一

学制では大学区には「毎区大学校一所ヲ置ク」とあるが、全国七大学区のうち規定通り大学が置かれたのは第一大学区の東京だけであった。大学よりも急を要するものとして、文部省が各大学区に一枚ずつ設置したのが官立師範学校であったから、これら師範学校の生徒は最高のエリートであった。彼らの卒業時には全員の氏名が布達に刷られて全国に配布された。明治十年二月には「教員養成ノ事業ハ漸次地方公立師範学校ニ寄化スベキ」(文部省達第三号輪廓付)こととして、官立師範学校は東京だけを残して他はすべて廃止したが、官立に代る府県立師範学校の生徒は依然それぞれの地方において最高のエリートであったことに変わりはない。

ところが、これら官立府県立師範学校卒業のエリート教員は、末端の村々の小学校には全く無縁の存在であった。しかるに日本近代教育史上における教員の歴史に登場するのは、これら師範学校出身のエリート教員ばかりであったといって過言ではない。明治前半期、教育行政のいわば試行錯誤の時代に、末端の村々において日本の小学校教育の基礎づくりに貢献した村々の教師たちは、世界に誇る日本の義務教育が完成するにつれて、すっかり忘却の彼方に置き去りにされたのであろうか。

本稿は、この埋もれた草創期小学校の教師像にいくらかでも光をあてて、明治前期小学校の実態を解明する上での参考に供することができればと思うのである。

明治前期の小学教員

(一) 学事検閲概況にみる小学教師

まず明治十八年（一八八五）における小学校の実態を見ておこう。兵庫県では明治十七年十二月、兵庫県学事検閲規則（乙第一九三号）を制定して、翌十八年一月からこれを実施した。教育令ならびに改正教育令公布以来、地方官によってすすめられてきた教育の末端への滲透政策の成果を確認するための検閲であった。<sup>(1)</sup> その検閲の復命書は兵庫県学務課の発行する『兵庫県教育雑報』<sup>(2)</sup> に掲載されたから、これは県の学事検閲官の眼に映じた教育現場の生々しい姿であり、明治十年代の教育の実態を知る稀有の史料といえよう。

検閲は神戸区をはじめとして一区一九郡に及んだところで中止となり、その復命書も、これを掲載する『兵庫県教育雑報』（以下『雑報』と略記する）に欠本があるために、ここに紹介できるのは一区六郡に関するもののみである（表1）。これを補うために、学事検閲とは別に、郡

B/A	組数	教室又は生徒数
0.8	33 ?	1,072 人
0.7	14	
0.3	21	
2.0	18	1,014 人
0.8	10	358 人
0.4	9	165 人
1.5	14	373 人
6.0	12	208 人
2.0	12	430 人
2.6		
1.5	10	5 教室
3.5		
1.7	14	8 教室
4.0	11	3 教室
1.0	12	6 教室
0.9	19	474 人
1.5	14	171 人
3.0	12	153 人
2.0	10	56 人
1.0	12	126 人
2.1	29 ?	1,486 人
2.8	23 ?	1,094 人
9.0	12 ?	327 人
7.0	14 ?	242 人
2.3	12 ?	363 人
6.0	10 ?	376 人
1.8	17	792 人
1.0	6	134 人
2.0	6	106 人
1.5	6	158 人
1.25		

表1 学事検閲実施校における教員補助員等配置状況

郡区	学区	学校名	町	村	A 教員	B 補助員	授業生	助手及雇	
神 戸 区	1	神	戸	北長狭	通	18	14		
	2	相	生	上	橘通	9	6		
	3	兵	庫	永	沢町	16	5		
		(武庫全一区)	西	宮	西	宮	町		3
		(菟原全一区)	今	津	今	津	村		3
			門	戸	門	戸	村		
			御	影	御	影	村		2
			魚	崎	魚	崎	村		
			開	成	味	泥	村		2
川 辺 郡	1	尼	崎	尼	崎	町	23		
	2	御	園	下	食満	村	3		
	2	伊	丹	伊	丹	町	14		
	3	広	根	広	根	村	5		
	3	高	平	十	倉	村	1	1	
有 馬 郡	3	智	養	笹	部	村	3		
	1	三	田	田屋敷	敷	町	5	1	
	2	山	日	上	山	村	3		
	3	八	多	吉	尾	村	3		
	4	小	楠	小	楠	村	1	1	
飾 東 郡	5	長	盛	藍	本	村	2		
	1	城	南	福	中	町	17		
	2	城	東	同	府	寺	町	17	
	3	開	成	同	分	寺	村	3	6
	3	同上	八重畑分校	八	重	畑	村	3	4
加 西 郡	4	粟	生	白	濱	村	5	2	
	5	鹿	間	天	神	町	4	2	
	1	北	条	北	条	町	7	2	
	1	篤	恭	東	劍	坂	村	2	
	2	笠	原	西	笠	原	村	1	1
郡	3	衆	力	池	上	村	3		
	4	協	和	殿	原	村	5		

表2 氷上郡小学校における教員補助員等配置状況

郡	学区	学校名	A教員	B補助員	授業生	助手及雇	B/A	組数	生徒数(在籍数)
氷上郡	14	集英	1	5	1		6.0	9	165
	15	志穀	1	2	3		5.0	9	140 (280)
	16	広間	1	2	3		5.0	9	128 (258)
	18	神楽	1	1	2	1	4.0	7	142
	19	菅原	1	3	1		4.0	9	168 (218)
	20	中佐治	2	2	5	1	4.0	9+分校	156
	21	高座	1	3	2		5.0		105
	25	明倫	1		(3)	2	5.0	9	
	26	三輪	1		(7)		7.0	5	
	27	多利	2		(8)	1	4.0	10	
	28	三井	1		(5)		5.0	10	200
	29	遷喬	3		(6)		2.0	9	
	30	国領	1		(5)	2	7.0		
	31	温知	2		4		2.0		

明治前期の小学教員

(注) B欄中( )を付したのは補助員・授業生を合わせた数を示す。

の視学によって行われた氷上郡下各小学校の視察報告が同じく『雑報』に掲載されているので、これも参考に掲げた(表2)。この氷上郡における視察も復命書の冒頭の部分が欠けていて不明の点が多いが、後定期試験の臨監を兼ねての視察であり、その時期は明治十六年の十月であったと考えられる。<sup>(4)</sup>

さて、この表1・表2は各小学校における教員の配置を示したものである。表中「A教員」とあるのは有資格の教員で、当時は一等訓導から七等訓導までであった。「B補助員授業生助手及雇」とあるのが、正規の資格を持たずして教壇に立つ教師、本稿においてまさに論じようとする対象であるが、ここでは差し当りの二点だけを明示しておきたい。

一、明治十七年九月八日附町村立小学校職員職務心得(兵庫県達乙第一四〇号)第五条には「補助員授業生へ受持教員ノ指示ニ従ヒ其教授ヲ助クルモノトス」とある。

二、明治十五年一月十三日附町村立小学校教員任免規則(兵庫県達甲第一〇号)第十条には「補助員及ヒ授業生ノ員数ハ毎校教員ノ三倍ニ過クルヲ許サス」とある。

補助員と授業生との区別については後に論ずるとして、いずれも正規の教員ではないのであるから、正規の教員である訓導の指示に従って訓導の授業を助けるアシスタントにすぎないのである。それ故その数は、正規の教員である訓導の数の三倍を越えることはできないと規定されて

いた。助手及雇は、補助員・授業生が正規ではなくても教員として認められていたのに対して、これはその補助員・授業生にも及ばない非公式のもの、恐らく当該学校が非公式に採用していたものと思われる。したがってこの表では、『雑報』に「補助員九人（内未拝命ノ者五人）」とある「未拝命補助員」も「助手及雇」の中に含めた。

また表2では、「補助員授業生五名外ニ助手式名」というように補助員と授業生とを分けていない報告が半ば近くを占め、且つ毎校必ず授業生が存在するのに対して、表1では授業生の存在がきわめて少い。それは註4に述べた明治十七年の学区の大統合によって多くの小学校が廃止されたことに関連する。小学校の廃止によって多くの授業生がその職を追われたと考えられるからである。表1はその学区大統合以後の状態、表2はその統合以前の状態を示すものである。したがって表1の諸学校も、年ほど前までは表2の諸学校と同様に多くの授業生をかかえていたと推測されるのである。

以上のことをふまえて表1・表2を見ると、まず問題になるのが教員数(A)に対する補助員以下の数(B)である。兵庫県小学校教員任免規則「毎校教員ノ三倍ニ過クルヲ許サス」の規定にもかかわらず、三倍以上を占めるのが表1では三二校中七校を、表2では一四校中一二校に及んでいる。教員数(A)が補助員以下の数(B)を上まわっているのは、表1の六校のみ、農村部の学校では教員一人に補助員・授業生が二、三名というのがごく普通の姿であったことを物語っている。

補助員・授業生は「受持教員ノ指示ニ従ヒ其教授ヲ助クルモノ」と規定されていても、数的に圧倒的多数を占める職場では名称通りの補助員ではありえなかった。「教員・人ニ補助員二人ノ割合ナレトモ其実補助員ニシテ専ラ生徒ヲ受持モノアルヲ認メタリ」（広根小学校、『雑報』第三〇号）とは、どの学校の検閲復命書にも見られるものであるが、この広根小学校（川辺郡）の場合、教員三名、補助員五名で、生徒は一四組、八教室に分かれている。人数の多い下級の組は一組で一教室を占めたであろうが、上級の組は一教室に二組・三組が同居していたことになる。そのような教室を規定通り正規の教員のみで担当するならば、一人で二ないし三教室の授業を受持つことになる。しかも正規の教員は補助員の監督もその任務の中にある。到底不可能なことであるから、教員・補助員合わせて八人で八教室の授業を受持つことになるのは当然のなりゆきであった。「補助員ト受持教員ト殆ント區別ナキカ如シ」（伊丹小学校、『雑報』第三〇号）ということになる。

西宮小学校（武庫郡）の場合も教員六名、補助員二名（内三名は未拝命）に対し、生徒は一八組、一〇一四人であったから、規定通り六人

の教員だけで担任すれば一人で三組、一六九人を受持つことになる。これも教員・補助員合わせて一八人が一人一組ずつ担当することになったであろうことはいうまでもない。検閲官も「補助員ノ受持等ハ自ら独立トナルコトハ蓋シ免ルヘカラサル結果ナリ」(有馬郡山口小学校、『雜報』第三二号)と報告せざるをえなかった。

あげくの果ては「間々補助員ノミニテ受持、其管理者ノ札サヘ掲ケサルモノアリ」(川辺郡尼崎小学校、『雜報』第三〇号)と形式化した監理さえ拒否し、教員一名、補助員九名(内未拝命の者六名)の開成小学校(飾東郡)に至っては「勢ヒ管理ノ名モ附シ難ク反テ補助員ガ補助員ノ未拝命者ヲ管理スルヲ見ル」という結果となる。

このような傾向は、すでに明治十五年(一八八二)十一月、文部省が学事諮問会を開催した時の「示諭」<sup>(5)</sup>の中にも「殊ニ現今教員其人ニ乏ク、到ル処ノ小学校ハ授業生等ヲ置キ教授ノ事ヲ助ケシメサルモノナク、其甚シキモノニ至テハ専ラ授業生ニ教授ノ事ヲ負担セシムルモノアリ」と指摘されている。諮問会の後三年を経ても事態は少しも変わっていないといつてよい。

## (二) 初期の無資格補助教員——助教・助手

この学事検閲概況にしきりに登場する補助員・授業生とは一体何であったのか。兵庫県下の公的文書において「補助員授業生」と併記してさかんに使用されるようになるのは明治十五年以後のことであるが、これは要するに無資格教員のことであるから、この無資格教員が明治十五年以前にはどのように呼ばれどのように扱われて来たかを振り返ってみよう。

学制公布以来各地に小学校が開設されるが、まずどこでも苦勞したのが教師の確保であった。寺子屋を否定し近代的教育をめざす学制の趣旨から、小学校の教師は和洋兼修の士が望ましいが、そのような学歴の士はたやすく得られるものではない。いきおい寺子屋師匠の横すべりが多くなるが、一方で文部省は教導職の学校兼務を禁止(明治六年文部省達第一一五号)したから、寺子屋師匠の供給源であった神官僧侶の横すべりも困難であった。

このような草創期の小学校教員の不足を補うために、各地で補助教員が採用されたことが考えられる。川辺郡伊丹小学校でも、明治六年六月の日附をもつ伊丹小学校開校に関する報告には、受業料集高の使途について、「右ノ集金ハ、教員其他生徒ノ内助教ニ役シ候者等江、夫々等級

ヲ以分配致シ<sup>6)</sup>（傍点筆者）とあり、つづいて同年九月三十日の私学開業願には、四人の教員の履歴につづけて、

教員月給

・ケ月金四十一円五十銭

・ケ年金四百九十八円

但月十五円一人 月十円一人 月六円一人 月五円一人

月三円助教一人 月二円五十銭助教一人<sup>7)</sup>

とある。月十五円から五円までが前記履歴の教員四人のものであり、三円と二円五十銭の助教二人は名前が記されていないが、これが前記「其他生徒ノ内助教ニ役シ候者」に当るのである。生徒を「助教」の名称で教師の補助に使っていたのである。同じことが飾磨県下の赤穂でも、明治六年ごろと思われる下飯屋小学校開設記に、

七小区内下飯屋合併小学校施設見込

・教授方 月給幾円（<sup>8)</sup>文筆算  
各一人

・助教授方 月給幾円（<sup>9)</sup>右同断  
各一人

但シ助ノ分ハ生徒中者ヨリ撰ヒ出ス（傍点筆者）

とあり、撰津でも播磨でも、生徒中から選んで教師の授業を手伝わせるものを「助教」「助教授」と呼んでいたことが判明する。

明治七年十二月八日の兵庫県達は

小学教員大中小助教ノ名ヲ廃シ、伝習卒業之者学力品行ニ応シ上中下等ヲ分チ准訓導可申付、其余ハ助手ト可相心得候、給料之義ハ准訓導八円ヨリ少カラズ、助手ハ六円ヨリ多カラザル様其校適宜支給可致、此旨相達候也<sup>9)</sup>

と伝えている。廃止する大中小助教とは、明治五年三月文部省が大学・中学・小学の教官をそれぞれ大中小少教授、大中小少助教の六段階に分けたのにならって、兵庫県令神田孝平が右の小学教師の六段階のうち下三段の大中小少助教のみをとって、兵庫県小学教師の等級としたのであろう。それは上三段の大中小少教授は官立師範学校の卒業生に与えられるものであるから、兵庫県の場合さしあたり必要がないと考えたのであろう。そ

明治前期の小学教員

明治前期の小学教員

の大中少助教を廃して、上中下三等の準訓導に改めるといのである。しかもその準訓導の資格を得るための条件が示されている。それは「伝習卒業之者」であり、その学力品行によって上中下の三等に分けられる。兵庫県では明治七年十月に神戸師範伝習所を開設して小学教師の養成に着手した。教員養成は緊急を要することであるから伝習所は二カ月ないし七カ月の短期養成であった。この伝習所で伝習を終了したものが準訓導に任じられるのである。準訓導のみあって訓導がないのは、これも大中少教授の場合と同様、訓導となるのは官立師範学校の卒業者に限られると考えたからであろう。

こうして兵庫県では、伝習所で師範伝習を卒えたものが準訓導と呼ばれる有資格の教員で、それ以外の無資格教師はすべて「助手」と呼ばれることになった。この助手についての規定は見られないが、生徒の中から選んで手伝わせるものもあったと考えられるから、これは前述の伊丹小学校や赤穂の下仮屋小学校における「助教」と同じであったと考えてよい。そのことは、「伊丹小学校諸取調の下書」<sup>(10)</sup>中の明治八年五月二十九日の日附を有する文書に「助教」として登場する岡崎康巖と上野新十郎とが、同じ頃の「教員人名簿」<sup>(10)</sup>に「助手」の肩書で記載されていることを見ても明らかである。即ちこの段階では「助教」も「助手」も同じ意味で使用されていたと見てよい。

ところが明治八年十二月二十八日、飾磨県では飾磨県公立学校教員等級并月給表（乙第一二四号）が制定され、それは表3に示すとおり、教

表3 飾磨県公立学校教員等級并月給表

訓 導	準訓導	助 教	月 給	
			円	銭
1等			30	
2等			25	
3等			20	
4等			15	
5等			12	
	1等		10	
	2等		9	
	3等		8	
	4等		7	
	5等		6	
	6等		5	
	7等		4	
	8等		3	
		1等	2.50	
		2等	2	
		3等	1.50	
		4等	1	
		5等	50	



員は訓導・準訓導・助教の三段階に大別され、それぞれ等級に応じた月給が示されている。準訓導は後述するように、後には別の意味をもって使用されるが、ここでは月給のランクから見て明かなように全く訓導の下位にあるものである。その準訓導の下に助教があり、これも一等助教から五等助教までである。その助教の月給は一等助教でも二円五〇銭ときわめて低く、既に述べてきた「助手」と同じとも考えられるが、<sup>(11)</sup> 一から五等まで等級がつけられると、助手よりは一段高いようにも思われる。いかにも典型的官僚森岡昌純のやりそうなことと考えられるが、いずれにしても翌九年八月には飾磨県は兵庫県に合併され、この飾磨県権令森岡昌純が兵庫県権令となるのであるから、この教員等級は兵庫県に持ち込まれたものと考えてよい。

明治十年になると、「助教及助手」あるいは「教官助教助手御中」などとあって、助教と助手とが同一ではないことを思わせる文書が目立つ。そして同年六月三十日、

一時雇助手願

兵庫県下平民  
摂津国第十四区東多田村

六十二番戸 藤井金之介

十年八月

八十一番戸 西村義孝

満十二年

当塾教員不足ニ付訓導及助教相雇度候得共学区内貧民不少因テ目的之法方も無之ニ付相雇兼候間、右之者月給金壹円之割ヲ以一時相雇度候間御届ケ御採用被下度此段奉願候也(傍点筆者)

との願書が川辺郡平野小学校長西村仙藏から学区取締に出されている。村内貧民多く訓導や助教を雇うことができないので、わずか一円の給金で助手二人を雇いたいというのである。助教と助手との相違を明確に示す史料である。ちなみに助手採用候補の藤井金之介の年齢十年八カ月は十二年八カ月の間違いであり、同じ年齢の西村義孝とともに同校下等全科を卒業して、上等第八級に在学中の生徒である。「両名ハ尤修学専務之生徒ニ候得共爾後教師ニ熟談シ時間外ニ専修業為致学術進歩不後様注意仕候間、何卒願之通御採用被下度」<sup>(12)</sup>と再度の願書が出されている。<sup>(補注)</sup>

そして、明治十一年ごろと思われる兵庫県播磨国赤穂郡の「第二小区区会原案」<sup>(13)</sup>は「助教」の地位を決定的なものとする。この区会は学区統合のためのものであるが、第二小区全体を一学区に統合して、上下等全科(八カ年)揃った本校を上郡村に置き、その周辺に一二の附属校(分

### 明治前期の小学教員

校)を配置する計画である。その附属校は上等第五級まで(六カ年)の学校一、下等全科(四カ年)のを六校、下等半級(二カ年)のを五校とするという、当時としてはきわめてユニークな統合計画<sup>(14)</sup>である。その教員の配置は準指導二等以下一名、同三等以下二名の合わせて三名だけが有資格の準指導で、本校に二名、第二附属校(六カ年)に一名配置する。あとは一等助教一〇名、二等助教四名、三等助教七名、四等助教・五等助教がおのおの二名ずつ、計四五名を本校ならびに附属校に配置する。したがって附属校一二校のうち一校までが助教だけの学校ということになる。この計画が実現した気配はない(恐らく県が認めなかったであろう)が、この計画は助教が事実上準指導と同等の活動をするこゝとが想定されていたといわねばならない。もはや単なる助手ではない。助教と助手との関係は、これから述べる補助員と授業生との関係と似たものであったと考えてよいのであろうか。

### (三) 教員資格の明確化と補助員・授業生

明治九年(一八七六)七月十日、兵庫県は甲第六七号達で、官立師範学校および師範伝習所の卒業証書を有しないものはすべて県が実施する学力検定を受けねばならないとし、その受験資格は大約一八歳以上とした。早速同年八月二十一日から九月一日に至るまで師範伝習所と西宮・伊丹・三田の各小学校との四カ所で試験を実施した。これ以後も毎月一回第一土曜日に試験を行うことにし、明治十年一月以降は合格証書不所持のものは管内小学校教員たることを許さないとした。これは教員資格について兵庫県としてはじめてのきびしく明確な規定であった。この検定試験に合格した教員が訓導・準指導のいずれに任ぜられるかは示されていないが、検定試験合格者は準指導であったと考えられる。

明治十二年(一八七九)九月二十九日教育令が公布され、その第三七条には「教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上タルベシ」とあった。すでに兵庫県は教員学力検定の受験資格を一八歳以上に制限しているが、これについて翌十三年一月文部省に伺を出し、その回答を得ている(文部省日誌 明治十三年 第三号)。

(兵庫県伺) 一月九日

教育令第三十七条男女教員年齢ノ制定有之候処、寒村僻地ニ於テハ資力乏敷充分之教員数名聘用候義實際難被行、為ニ教授上差支候ニ付、尋常教員之外年齢十八年已下ト雖モ品行方正相当ノ学力ヲ有スルモノハ聘用致度旨ヲ以テ追々伺出候向モ有之、事実無余儀相聞候ニ付、右

等ノモノニ限り当分雇又ハ補助員等ノ名儀ヲ以テ教授為致候様仕度候条、特別之御僉議相成度此段相伺候也

(指令) 一月二十日

書面伺之趣ハ年齢十八年未滿ノモノト雖教員ニアラスシテ雇又ハ補助員等ノ名義ヲ以テ授業ヲ助ケシムル儀ハ妨ナキ儀ト可心得事

この指令を得た県は早速同月二十九日管下郡区役所宛に乙第二四号を達した。

教員ノ義ハ教育令第三十七条ノ趣モ有之候処実地不得已校ニ限り年齢十八年未滿ノモノト雖トモ学力相当ノ者ハ雇又ハ補助員ノ名義ヲ以テ授業ヲ助ケシムル儀ハ妨ナキ管ニ候条為心得此旨相達候事

教員の資格をきびしく規制すればそれだけ正規の教員の採用は困難になる。いきおい無資格教員の採用について村々からの嘆願が相次ぐことになったのであろう。県から文部省に伺い出て、無資格教員雇用のお墨附を得たのである。この伺い書の中にはじめて「雇又ハ補助員」なる名称が登場する。ただし県の伺いが「雇又ハ補助員等ノ名義ヲ以テ教授為致候様」とあるのに対して、文部省の指令が「雇又ハ補助員等ノ名義ヲ以テ授業ヲ助ケシムル儀ハ」となっていることは、補助員の性格を考える上で重要である。そしてこの補助員の登場とともに助教の名称は姿を消したようである。

次いで翌十四年一月、学事年報調整のための記載事項の説明について、県から郡区役所学務委員への達乙第一四号には、さらに一層明確な規定が示される。

小学教員については「公学ハ師範学科卒業証書ヲ有スル乎又ハ本県学力証明状ヲ有スルモノニ限ル」、そしてさらに「師範学校卒業ノモノト本県証明状所有ノ者ヲ区別スベシ」とある。この区別が訓導と準訓導との相違につながるかどうかはわからないが、この頃すでにこれまでの準訓導は姿を消した様である。やがて従来のととは性格を異にする準訓導が登場する。

小学補助員については「公学ハ教育令第三十七条第三十八条ノ格ニ合セスシテ授業ノ任ニアルモノ都テ此項ニ記載スベシ」とある。教育令第三十七条は先述の年齢制限であり、第三八条は「公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業証書ヲ得タルモノトス、但師範学校ノ卒業証書ヲ得スト雖モ教員ニ相応セル学力ヲ有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ」である。この二カ条に合わずして授業の任にあるものはすべて補助員として一括処理される。兵庫県ではこの補助員の名称のみが専ら用いられ、まだ授業生なるものは登場していない。

明治前期の小学教員

明治十三年十二月二十八日教育令が改正され、それにもとづいて文部省は翌十四年七月八日小学校教員免許状授与方心得（文部省達第二四号 輪廓附）を定めた。ここにも本稿に関係する条目が二件ある。一つは準訓導に関する規定で、ここに登場する準訓導とは、唱歌・体操・裁縫・家事・経済等の学科について、一学科もしくは数学科のみの免許状を認め、この種の制限された免許状を有する教員を準訓導と称することになったのである。このような性格の準訓導は東京府の小学校において明治十年以来行われていたという。<sup>(15)</sup> 準訓導がこのような性格のものとなれば、師範学校卒業者も学力検定試験の合格者もともに訓導となったのであろう。すでに明治十年以降官立師範学校は東京以外はすべて廃止され、教員養成は地方公立師範学校が中心となっていたのである。

もう一つは授業生の登場である。小学校教員免許状授与方心得第七条に「訓導準訓導ニ附属シ授業生等ノ名ヲ以テ其授業ヲ助クル者ノ学力ヲ検定スルト否トハ地方ノ便宜タルヘシ」とある。授業生は、東京府が明治三年三月に開設した六つの小学校を、翌四年十一月文部省がこれを直轄の小学校としたとき、この小学校の教師を「文部省小学訓導」および「文部省小学授業生」と命名した。やがて小学校では有資格の教員が訓導、無資格の教員が授業生・助教と呼ばれるようになる。<sup>(16)</sup> 助教はすでに述べたように兵庫県下でも数多く見られたが、授業生は兵庫県下ではあまり見ない。わずかに明治九年十二月、淡路・但馬両国の各区宛に出した県達内第二四三号で、教育事務中学区取締に委任する項目をあげた中に「附タリ、授業生又ハ予備教員ヲ進退スルコト」とあった。他に同じような達は見られないところから、淡路・但馬の両地方に限って授業生なる用語が使われていたのであろうか。後述するように兵庫県は文部省への伺（明治十五年）の中で「従来本県ニ於テハ補助員及授業生ナルモノアリ」と言っているが、史料の面では授業生は明治十五年以後急に多く出て来る用語である。

とにかく文部省の布達に授業生なる名称が使用され、しかもその授業生の学力検定が地方官に委ねられたのであるから、兵庫県としても明治十五年一月十三日町村立小学校教員任免規則（甲第一〇号）を制定した。その第九条には、

教員ノ外補助員若クハ授業生ノ名ヲ以テ教員ニ属シ授業ヲ助ケシメントスルトキハ其姓名履歴ヲ具シテ郡区長ノ認可ヲ経ヘシ

但認可ノ方法ハ郡区長ニ於テ適宜相定メ県令ノ裁可ヲ得テ施行スヘシ

とある。文部省の免許状授与方心得には「授業生等」とあるのを兵庫県規則では「補助員若クハ授業生」と改めたところがミソである。そしてその認可については、文部省から県令へ、県令から郡長へとたらい廻しであった。ただ県令としては、第一〇条において「補助員及ヒ授業生

ノ員数ハ毎校教員ノ三倍ニ過クルヲ許サス」と、人数の上での歯止めをかけた。

県からのたらい廻しを受けて、川辺郡では早速同年二月二十日、町村立小学校補助員任免規則（庚第一号）を制定した。<sup>17</sup>

第一条 補助員ヲ雇入レントスルトキハ学務委員ニ於テ其学力品行ヲ審査シ族籍姓名俸給ヲ記載シ履歴書ヲ添ヘ郡長ニ伺ヒ出ツヘシ

第二条 品行不正ノ者ハ補助員タルヲ許サス即左ノ一款若クハ数款ニ触ル、者ハ品行不正ト認ムヘシ（下略）

こうしてようやく郡長の手によって補助員以下無資格教員の掌握が進められることになった。

つづいて同年十月二十七日、いよいよ前記補助員任免規則の実施に当って「従前勤続之者モ此際一時経伺スヘキ義ト可相心得コト」<sup>18</sup>（庚第一

七号）と達して掌握洩れのないよう念を押し、さらに同年十二月一日には、補助員以下の審査に当る学務委員のために補助員聘用法調査内規<sup>18</sup>

（庚第二一号）を定めた。

一 学力ハ小学中等科卒業以上ノ者タルベシ

一 給料ハ金六円以下タルベシ

一 任免ハ郡長ニ於テ辞令書ヲ下附スベシ

と。長い間文部省からも県からも顧られることなく放置されて来た無資格教員が、ようやく郡長の手によって掌握され、一定の規程が与えられ、教育の場における彼らの存在にもようやく陽が当りはじめたのである。

兵庫県もまた同年十月二日「学校授業生助手等ノ行為ハ生徒教養上ニ影響スル不躉儀ニ付」授業生助手等は「総テ教員ニ準シ不都合無之様取締致スヘシ」の達（乙第八九号）を出した。補助員以下無資格教員の影響がようやく無視できなくなってきたのである。

一方、小学校教員免許状授与方心得によつてはしなくも文部省の用語と県の用語とのくい違いが明らかになった兵庫県では、文部省の「授業生等」を「補助員若クハ授業生」と修正して規則を制定したものの、その齟齬は正しておかねばならなかった。『文部省日誌』明治十五年第四一号には

（兵庫県伺） 五月廿五日

御省過般御頒布二十七種表中授業生若クハ助手トアリ、右ハ授業生ト名クルモ若クハ助手ト名クルモ適宜ニシテ、其資格ニ於テハ差等之レ

明治前期の小学教員

ナキモノニ候哉、果シテ其資格上差等ナキモノトセハ、從來本県ニ於テハ補助員及授業生ナルモノアリ、而シテ其補助員ナルモノハ他ヨリ雇入教員ノ補助ヲスル者ヲ云ヒ、其授業生ナルモノハ生徒中ヨリ拔擢シテ授業セシムルヲ云フ、此ノ如キモノモ爾來他ヨリ雇入ルト生徒ヨリ拔擢スルトヲ問ハス授業生若クハ助手ト名称シ一物トナシ可然乎、若シ或ハ授業生若クハ助手トアルモ即チ授業生助手ノ二物ニシテ其資格ヲ異ニスルモノナレハ、從來本県ニ於テ呼稱シ来リタル補助員ヲ授業生ト改メ、授業生ヲ助手ト改メ任用致可然哉、聊疑問ヲ生シ候ニ付何分ノ御指令相成度此段相伺候也

(指令) 六月六日

書面前段伺之通

但其県ノ便宜ニ因リ補助員授業生ヲ區別シテ授業生助手ト称呼スルモ苦シカラス

とある。兵庫県の伺いに対する文部省の指令はいささか歯切れが悪いが、この伺いの中に補助員・授業生に対する兵庫県の見解が示されていて貴重である。即ち補助員とは他から雇入れて教員を補助するもの、授業生は生徒中より拔擢して教員を補助するものである。きわめて明快な見解である。しかるに県はその後文部省指令の但書に拠ったのか、「授業生助手」を使用している。前掲の十月二日の達(乙第八九号)「学校授業生助手等ノ行為ハ生徒教養上ニ影響スル云々」がそれである。しかしこれも一時的であつたとみえ、兵庫県では文部省の「授業生助手」に対し「補助員授業生」が定着していったのである。

#### (四) 補助員の検定制度と授業生の消滅

明治十六年(一八八三)九月十九日、川辺郡はさきに制定した小学校補助員任免規則をさらに一步すすめて、小学校補助員免許状授与規則(郡第一三号)を定めた。それは

第壹条 小学校補助員タラント欲スル者ハ其学力及品行ヲ驗定シ合格ノ者ニハ免許状(第一号書式)ヲ授与スベシ

但年齢十四年以上ノ者タルベシ

第三条 町村立小学校高等全科卒業証書ヲ有スル者ハ学力驗定ヲ要セス免許状ヲ授与スベシ

以上の二カ条が要点で、以下試験科目や試験法について細く規定している。このうちまず第一に学力検査を実施することと、一四歳以上と年齢制限を設けたことが注目される。一四歳では、通常ならば小学校中等科卒業は一二歳であるから検定は受けられない。これは授業生の存在にも微妙な影響を与えずにはおかないであろう。とにかく第三条に見られるように高等全科卒業以上を補助員たるの要件としたのである。しかし、学力検査は後述するように中学科卒業程度の内容であった。それ故第三条に示す通り高等全科卒業の者は学力検査を要しないのであった。

このように補助員たる条件がきびしく規定されたことは画期的なことであり、無資格教員から脱却の一步を踏み出したものであるといえよう。あとはこの条件をきびしく実施していかねばならない。翌十七年六月十日、川辺郡役所は、さきの任免規則で補助員の任免は郡長の辞令書によると規定されているのに、いまだにこれが守られていないことをとりあげ（未拝命補助員の存在はすでに述べた）、「目下進退之手順未済之者ハ成規之通至急御取扱相成度」(学第九六号)と達した。<sup>20</sup>

つづいて八日後の同月十八日には、さきの補助員免許状授与規則第三条により、小学校高等全科卒業生および旧制の上等小学全科卒業生で目下補助員を勤めているものには免許状を下付するので、七月一日までに出願するよう達した(部一一二号)。<sup>21</sup>こうして、検定を必要としない補助員有資格者にまず免許状を交付し、ついで検定試験を行って合格者に免許状を下付、不合格者および免許試験を出願しなかったものは免職にするという手順を示しているのである。

しかし、この免許状授与規則の出された十六年九月十九日以後十八年一月に至るまで、川辺郡で補助員検定試験が実施された記録は見当らない。ちょうどその頃、明治十七年から十八年にかけて兵庫県では教員の再教育のための講習会が郡ごとに行われていた。教員補助員から授業生に至るまで全員が約一カ月間、職場は休校にしてこの講習に参加した。<sup>22</sup>この講習会の展開と並行して、補助員の検定制度が進められていたのである。

川辺郡の講習会が終了したのは十七年十二月二十日であった。翌十八年一月八日、川辺郡役所は免許状授与規則による補助員免許試験を当月三十日に実施することを達した。現在補助員勤務の者ですでに免許状を交付された以外の者は来る十五日までに試験願書を提出するよう命じ、「右期日ニ至リ出願無之向ハ同則之主旨ニ拠リ本月十五日限り従前之職務一時消滅候筈ニ付御承知相成度」と念をおしている。<sup>23</sup>しかし、この川辺郡の検定試験は一月十四日に至って「当庁都合ニ拠リ」延期する旨達せられた。<sup>24</sup>それはその前日、県から学事検閲実施の通達があり、至急そ

の方の準備に着手しなければならなかったからである。

川辺郡の検定試験は延期になったが、各郡で実施された検定試験は表4に示すとおりである。すでに十七年十一月中に第二回の補助員検定試験を実施した美囊郡では、受験者四三名、合格一一名、病気による半途退場一名と報じている（『雑報』第二三三号）が、さらにその検定試験の影響について次のように報告している。

補助員授業生改良（美囊郡報告）郡内各小学校ノ補助員授業生若クハ傭員等ノモノ是迄ハ学力及ヒ品行ヲ検定セス其儘採用セシモノ往々之レ有リシカ、曩ニ補助員以下検定規則并聘用申請規則ヲ発布シテ専ラ右改良ニ著手シ既ニ第二回迄該員検定ヲ実行シ、合格ノモノハ更ニ学務委員ヨリ聘用申請セシメ、不合格ノ者若クハ検定ヲ畏避シタルモノハ今回残ラス解雇セシヲ以テ一時物議ヲ来タセシモ、畢竟改良ヲ期シテ実行シタルコトナレハ自今一層補助員以下ノ面目ヲ改ムルニ至ルヘシ（『雑報』第二四号）

美囊郡では検定試験の実施が物議を来たしたと報じているが、川辺郡でも検定試験の実施が達せられた直後に、補助員の辞職願いの提出が目立っている。能力の劣る補助員には検定試験は一大恐慌であったことを物語っている。

補助員に対する規制——それは補助員の有資格者化、質の向上につながる——が、このように各郡においてすすめられているのを受けて、明治十八年三月六日、兵庫県は町村立小学校補助員検定及任免規則（甲第一九号）を制定し、さらに同日これに加えて

今般甲第十九号ヲ以テ町村立小学校補助員任免規則布達候ニ付テハ従前ノ補助員ハ本年六月三十日ヲ限り更ラニ検定ヲ施行スヘシ

但本文検定済ノ上ハ直チニ其旨開申スベク、又授業生ハ本文検定ノ際ヲ以テ罷免スベシ（乙第五二号）

と達した。

これまで郡にまかせていた補助員問題について県が乗り出したのである。しかし、これは補助員に対する郡の権限を県にとりあげたのではない。この規則によれば、検定試験の願書の提出先も試験の実施も免許状の授与もすべて郡区役所（区は神戸区）となっている。県がこの規則によって規定しているのは試験科目と試験法（これは同規則第四条第五条）、それから試験の程度は小学中等科卒業程度であること、免許状の有効期限は三カ年、補助員の月給額は八円以下ということだけである。このことは、川辺郡や美囊郡のように補助員免許状授与規則を定め検定試験を実施しているのが、まだ県下全郡に及んでいなかったことを思わせる。表4は県下各郡における補助員検定試験の実施状況を『兵庫県教育



表4 兵庫県における補助員検定実施状況

年次	郡	実施月日	受験	合格	不合格	中途退場 欠席	備考		
								月	日
M17	明石区 多可 飾西 多紀 武庫・菟原 多可 美囊 神区 美囊 揖西	7.11~12	17	6	11		本年第4回		
		7.	15	10	5		本年第2回		
		8.4~5	22	18	4		本年第1回		
		8.5~6	25	15	10		本年第1回		
		8.6	4	3	1				
		8.18	13	10	3				
		9.12~13	9	5	4				
		9.22~28	54	35	10	9	部内便宜の場所に出張し検定		
		10.20	12	7	4	1	第4回		
		11月	43	31	11	1			
		12.3~5	84	71	13				
		M18	多紀 赤穂 美囊 明石 赤穂 飾東 養父朝来 神区 多紀	1.15	3	2	1		M17, 12, 21の検定における欠席・中途退場者の再検定
				1.21~22	32	14	15	3	
				2.24~27	26	12	11	3	本年第1回
2.26~27	21			8	13		第8回		
3.16~17	44			19	17	8			
3.30~31	34			26	8		未だ補助員の名称なきもの		
4.13~15	76			54	18	4	従前の補助員并に更に志願せしもの		
4.16	17			2	15				
12.23	28			7	19	2			
M19	多紀 七美二 美二 赤穂 養父朝来 神区 飾西 加津西 有川名 川馬 穴辺 多紀 佐用 赤穂 飾東 飾石 飾西 多可 神東 城美 津名 美囊 多紀 飾西 川辺 揖東 城美 加西 飾東 津西 出石 美氣 川多			1.11	12	6	4	2	
		1.12~14	20	11	5	4			
		1.16~19	23	17	6				
		1.23~24	16	10	6				
		2.2~3	9	7	1	1			
		不明	23	15	8		本年第1回		
		不明	16	7	9		本年第1回		
		2月	11	6	4	1			
		2月	13	7	4	2			
		2月	10	5	5				
		2.28	19	9	9	1			
		3月中	17	11	3	3			
		3月中	15	7	7	1			
		3月中	7	6	1				
		3月中	17	11	6				
		3.16~17	15	10	4	1			
		3.18	15	9	4	2			
		3.22	10	6	2	2			
		3.25~26	6	3	3				
		3月	33	16	16	1			
		4.4~5	23	16	7				
		5.10	13	4	9				
		5.15~16	12	6	5	1			
		5月	13	4	9				
		5月	10	6	4				
		6月	17	10	7				
6.14	17	8	9						
6.19~20	29	19	9	1					
6.18	11	5	4	2					
6.28~29	32	14	16	2					
7.20	13	2	9	2					
7.28	11	6	5						
7.28~29	8	6	1	1					
8.7~8	10	5	3	2					
8.18~19	10	4	6						

『雑報』から抜き出したものであるが、『雑報』に欠落部分があるにしても、県の補助員検定及任免規則が出された十八年三月以前に実施されたのが極めて少ないのもこの推測を裏づけるものであろう。したがって県としては、県下全郡が川辺郡や美濃郡同様に補助員の任命にあたって検定試験を実施することを求め、且つその検定において各郡の間に差異の生ずることのないようその検定基準の統一を計ったものと言えよう。

これによって未だ検定試験を受けていない補助員は同年六月三十日に一斉に検定試験を受けることになり、もし受験手続をしないもの、不合格のものは、この六月三十日をもって一斉に解雇されることがくり返し達せられた。授業生はこの時をもって罷免となった。

冒頭に掲げた兵庫県学事検閲概況は、このように補助員授業生に対する規制がまきに行われようとする時期の教育現場の実態を示すものであったのである。

### おわりに

学制以来無資格教員として文部省からも県からも顧られることなく下積みの地位に甘んじながら、草創期小学校の教員数の絶対的不足という重大問題を支えて来た人々——彼ら無くしては草創期の小学校教育はきつと破綻していたにちがいない——名称も助教・助手・授業生・補助員・雇等々さまざままで、このこと自体彼らが組織の中にきちんと位置づけられていないことを示しているのであるが、この無資格教員が、明治十六年になって、郡の段階ではあるがようやく下級教員として一定の資格が認められ、検定試験・免許状授与という関門によってその資格が保証されることになった。

これにともなうて兵庫県では翌十七年九月八日制定の町村立小学校職員職務心得の中に、小学校職員末席、第五条に「補助員授業生は受持教員ノ指示ニ従ヒ其教授ヲ助クルモノトス」と記し、法的にも彼らの地位を明確にした。そして翌十八年三月、こんどは県が町村立小学校補助員検定及任免規則を制定したことはすでに述べた通りである。教育令期における一つの成果であったといえよう。

こうして小学校令期を迎えることになるのであるが、当然補助員・授業生問題は小学校令期にも持ち越され、一旦消えた授業生も復活する。しかし、本稿ではこの問題が教育令期において到達したところで一旦締めくくり、小学校令期の問題については稿を改めて論ずることにしたい。

## 注

- (1) 兵庫県学事検閲については拙稿「明治十年代の小学校―兵庫県学事検閲概況を中心に―」『地域研究いたみ』12号。
- (2) 明治十六年十一月乙第一三九号教育雜報発行手続にもとづき、十七年一月創刊、明治二十二年六月第一一三号をもって廃刊となる。前掲拙稿。
- (3) 前掲拙稿においてこの『雜報』の現存するものは伊丹市立博物館に二四冊、国立公文書館内閣文庫に七〇冊、両者の重複する部分を除いて欠本は三六冊と書いたが、最近姫路市の大江島自治会所蔵文書中に創刊号から第一三号までの一三冊が発見され、欠本は二三冊となった。なお学事検閲概況が掲載されているのはすべて伊丹市立博物館所蔵本である。
- (4) 兵庫県では明治十七年の二月から五月にかけて小学区の大統合が郡ごとに行われている。氷上郡における小学区統合の県達は同年三月十日附である。これが実施された年月日はいま明らかにしえないが、この『雜報』に掲載された郡視学の視察報告に見られる小学区番号は明らかにこの大統合以前のものである。
- (5) 「示諭」は国立教育研究所において復刻され、佐藤秀夫氏の解題を附し『学事諮問会と文部省示諭』と題して刊行された。
- (6) 小西新右衛門文書、『伊丹市史』第五卷五四三ページ、および拙編『伊丹教育史料―明治前期川辺郡教育関係資料―』（近日常、以下『伊丹教育史料』と略す）一二ページ。
- (7) 同前掲文書、前掲両者五四六ページおよび一六六ページ。
- (8) 伊藤桂次郎所蔵、『赤穂市史』第六卷二二六ページ以下。
- (9) 小西新右衛門文書「小学校諸達之写第一番」、『伊丹教育史料』二七ページ以下。
- (10) 小西新右衛門文書、前掲書三四ページ以下。
- (11) 森崎昌純の官僚主義については拙稿「明治前期における学区の変遷―とくに兵庫県川辺郡の学区について―」『地域史研究』第三卷第一号。
- (12) 東多田部落有文書、『かわにし』（川西市史）第五卷四三一ページ以下。
- (13) 有年原自治会所蔵原村文書「文運振起シ学費減法ヲ需メン為メ区開設スル原按」、『赤穂市史』第六卷一四五ページ以下。
- (14) 兵庫県が明治十七年全県下に実施した小学区の統合は、高初中三等科（八ヶ年）の揃った一小学校を中心に、中初等科（六ヶ年）の数小学校、さらにそれよりも数の多い初等科（三ヶ年）だけの数小学校を合わせた学校群をもって一小学区とするものであった。明治十一年頃と考えられる赤穂郡第二小区の統合計画はこの十七年の県の統合計画を先取りしたものといえよう。
- (15) 倉沢剛『小学校の歴史』六二六ページ以下。
- (16) 前掲書六〇七ページ以下。
- (17) 龍見起文書「学布令達綴」、『伊丹教育史料』一四一ページ。
- (18) 同前掲文書、前掲書一四八ページ。
- (19) 同前掲文書、前掲書一六五ページ以下。

明治前期の小学教員

明治前期の小学教員

- (20) 龍見越文書「当郡庁ヨリ御達書綴」、前掲書一七七ページ。
- (21) 同前掲文書、前掲書一七八ページ。
- (22) 再教育のための教員補助員講習会は補助員授業生問題と深いかわりがあるので本稿中に論ずる予定であったが、枚数が大幅に超過することになったので、後日稿を改めて紹介したい。
- (23) 龍見越文書「從郡役所并学務委員御達綴」、『伊丹教育史料』一八二ページ。
- (24) 同前掲文書、前掲書一八三ページ。

(補注) 生徒の中から拔擢して教師の補助をさせるのを、大阪府では「舎長」と称して、早くから制度化していたようである。明治八年十月二十九日の府達には「該校教師ニ於テ生徒受持之際教育周備可相成爲生徒之内人撰シ舎長ヲ置キ授業補助可爲致候事」とあり、その人撰は学区取締と教員の協議によること、任期は三ヶ月、再撰可能などが示され、『大阪府教育百年史第二巻 史料編(1)』一四二ページ)、翌九年九月の小学教員給料并舎長手当表には訓導・訓導補・助教・舎長の序列で給料・手当が示されている。訓導は一等から五等まであり、その給料は二〇円から一〇円までの五段階、訓導補は一級から三級までで給料は一〇円から四円までの三段階、助教は等級なしで四円から二円まで、そして舎長手当は一円から三〇銭までである(同前二二二ページ)。さらに翌十年五月改正の大阪府小学校則(同前四〇ページ)は「第一章通則」第十一条に「生徒ノ中年長ニシテ学業俊秀ナル者ヲ撰ヒ舎長トナス」とあるばかりでなく、「第二章教員須知」一九ヶ条について「第三章舎長心得」を設定し、第一条「舎長ハ生徒ノ内高等ニ進ミシ者コレニ当ツ、其行ヲ所稱教員ニ亞クヲ以テ篤実温和実行共ニ正シクスル事」、第二条「都テ教員ノ指揮ニ依リ生徒ヲ教授スル事」等、五ヶ条の心得を定めている。この注目すべき舎長制度がいつまで存続したかについては、同書第一巻概説編にも考察がなされていないが、大森久治著『明治の小学校―学制から小学校令までの地方教育―』によれば、明治十二年ごろから助教に置き換えられるようになり、学校によっては十四、五年まで存続したという(同書一〇〇ページ)。